

第30回長野地方裁判所委員会議事概要

- 1 日 時 平成27年5月25日午後3時から午後5時まで
- 2 場 所 長野地方裁判所大会議室
- 3 出席者 (地方裁判所委員会委員)
阿部明子, 池田秀敏, 長田俊彦, 栗林正清, 小林均一, 清水麻代,
林享男, 藤井敏明, 弓場法 (五十音順, 敬称略)
(説明者)
刑事部裁判官, 長野地方検察庁検察官
(事務局)
刑事部総括裁判官, 地方裁判所事務局長, 刑事首席書記官, 地方裁判所事務局次長, 家庭裁判所総務課長, 同総務課課長補佐
- 4 テーマ
犯罪被害者保護制度について
- 5 議 事
 - (1) 議事の進行について
本日の委員会の一般傍聴者(弁護士2名)による傍聴を承認した。
本日の委員会の報道関係者による取材について承認した。
 - (2) 犯罪被害者保護制度について説明
[説明(刑事部裁判官, 長野地方検察庁検察官)]
 - (3) 証人尋問の際の負担軽減措置についての実演体験
[説明(刑事部裁判官)]
 - (4) 質疑・応答
【発言者の表示=◎:委員長, ○:委員, □:説明者, ■:事務局】
説明者に対し, 説明内容に関する質問がされたほか, 次のとおり意見交換があった。

- 被害者から被告人に自分の声を聴かれないという要望があった場合対処可能か。
- 被害者保護制度として被害者の声を被告人に聴かせない方法はない。裁判所外で証人尋問を行えば、一定要件の下で被害者の声を被告人に聴かせないこともできるが、被告人の防御権の保障のためには、被害者の証言をそのまま被告人に聴かせることが必要ではないかと考える。
- 改正案によれば、ビデオリンク方式による場合、被害者を裁判所以外の場所に在席させることができるとのことであるが、裁判所以外の場所とは具体的にどのような場所を指すのか。
- 改正案では、「同一構内以外にある場所であって最高裁判所の規則で定めるものに証人を在席させ」とあるが、最高裁判所の規則がまだ制定されていないので、現時点では明確になっていない。
- ◎ 改正案が成立した場合、おそらく、裁判所以外の場所は、必要な設備の点や安全面から他の裁判所になると思われる。
- 被害者に対して、裁判の開始前及び終了後の配慮はどのように行われているのか。
- 被害者と被告人が顔を合わせないように、検察官及び弁護人と連携し、動線が重ならないように配慮している。被害者の被害感情等に応じて、被告人が退構するまで別室で待機してもらおう場合もある。
- 被害者が法廷等に出廷する場合には、まず検察庁に来庁してもらい、被告人等と鉢合わせしないよう裁判所と調整の上、検察官が被害者を裁判所の書記官室等まで案内している。
- 被害者から被告人に自分の声を聴かれないという要望があった場合、ビデオリンクシステムで音声処理を行い声質を変えることはできるのか。
- 被告人の防御権の保障のため、音声処理を行うことは妥当でないと考える。
- ◎ 現行法及び改正案において、音声処理を行うことは想定していないと思わ

れる。

- 法廷内では、遮蔽板があるにしても被害者と被告人の距離が非常に近いと感じたが、その距離について裁判所はどのように考えているのか。
- 被告人が、声を上げないまでも鼻息等で被害者を威嚇することがあらかじめ予想される場合には、ビデオリンクシステムを使用することになっている。また、被告人が突然大声等を出し被害者を威嚇した場合には、被告人を退廷させる場合もある。
- 法廷内では、被害者と被告人の距離が非常に近く強い圧迫感を受けた。被害者はこの圧迫感の中で証言できるのだろうかという疑問を感じたので、ビデオリンクシステムをより充実させるべきと考える。
- 県内のビデオリンクシステムの整備状況はどうか。
- ◎ 他庁と接続する場合には、テレビ会議システムを用いることになるが、県内で整備されている支部は、松本支部のみである。
- 司法関連の予算要求は、ここ数年横ばいであるが、ビデオリンクシステム等を充実させるためにもしっかき予算要求していただきたい。
- 実際に証人等になった被害者から、裁判所の被害者に対する配慮についての感想を直接聴くことはできないか。
- 証言した被害者からは、遮蔽板を使用しても被告人との距離が非常に近く、強い圧迫感を受けた旨の感想を多数聞いている。ただし、強い圧迫感を受けても、証言自体ができなくなったという事態はなかったと記憶している。遮蔽するかビデオリンクシステムを使用するかは、被告人と被害者の関係性に応じて、検察官としては被害者と積極的にコミュニケーションを取りながら選択している。被害者の不安軽減のため、裁判の前後における積極的な配慮が重要だと考えている。
- 被害者に対して、証人尋問に臨む際の心の持ち方のケアはどのように行っているのか。

- ほとんどの被害者は、当初、証言を拒むが、検察官が証言の必要性を丁寧に説明の上説得しているため、最終的には協力してくれている。被害者の心の負担を取り除く努力が重要だと考えている。
- 被害者通知制度は、被害者に対して、どのように説明・運用されているのか。
- 被害者通知制度の運用方法は、法務省の内規で定められている。まず、起訴か不起訴の処分を決める前の段階で、被害者に①処分の結果、②裁判の期日と場所及び③裁判の結果の通知を希望するかを確認する。次に、有罪の裁判が成立した旨の裁判の結果が通知された段階で、刑務所での処遇状況等の通知を希望するかを書面で確認している。

6 次回期日

平成27年11月9日（月）午後3時

7 次回議題

民事調停の機能強化の取組について